



柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年 5月 28日

柳泉園組合管理者

栗田 竜馬

柳泉園組合条例第5号

柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例

柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例（令和2年柳泉園組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の118.75」に改める。

別表第1（第11条関係）10の項事由の欄中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改め、次のように加える。

<p>(介護時間)</p> <p>16 要介護状態にある対象家族を2週間以上にわたり介護をする会計年度任用職員が介護時間を申し出たとき。</p>	無給	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）で、必要と認められる期間内で、30分を単位とする。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間は承認することはできないものとする。また、第11条に規定する育児時間又は第1号部分休業及び第1号子育て部分休業の取得を承認されている会計年度任用職員に対する介護時間の承認については、1日につき最長で2時間から当該育児時間又は第1号部分休業及び第1号子育て部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
<p>(部分休業)</p> <p>17 子を育てる会計年度任用職員が部分休業を申し出たとき。</p>	無給	<p>子が小学校就学の始期に達するまでの期間において、次の各号に掲げる部分休業の区分のうち、いずれか会計年度任用職員が1年の期間ごとにあらかじめ申し出た区分に定める範囲内で必要と認める時間</p> <p>(1) 第1号部分休業 1日につき正規の勤務時間から5時間30分を減じた時間を超えない範囲内（ただし、第11条に規定する育児時間又は介護時間及び第</p>

		<p>1号子育て部分休暇の取得を承認されている会計年度任用職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき最長で2時間から当該育児時間又は介護時間及び第1号子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内)</p> <p>(2) 第2号部分休業 1年につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内</p>
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>18 子を育てる会計年度任用職員（同表に規定する部分休業を取得することができる職員を除く。）が、子育て部分休暇を申し出たとき。</p>	<p>無給</p>	<p>子が9歳に達する日以後最初の3月31日までの期間において、次の各号に掲げる子育て部分休暇の区分のうち、いずれか会計年度任用職員が1年の期間ごとにあらかじめ申し出た区分に定める範囲内で必要と認める時間</p> <p>(1) 第1号子育て部分休暇 1日につき正規の勤務時間から5時間30分を減じた時間を超えない範囲内（ただし、第11条に規定する育児時間又は第1号部分休業及び介護時間の取得を承認されている会計年度任用職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき最長で2時間から当該育児時間又は第1号部分休業及び介護時間を減じた時間を超えない範囲内)</p> <p>(2) 第2号子育て部分休暇 1年につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内</p>

別表第2（第12条関係）部分育児休業の項及び介護時間の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。